

平成 23 年 7 月 26 日
福祉部高齢社会対策課

第5期練馬区介護保険事業計画にかかる検討課題の意見整理
「主体的に取り組む介護予防の推進」

【総論】

介護予防事業は、第3期計画期間当初の平成18年度から地域支援事業として制度化され、練馬区においても、第3期および第4期事業計画に基づき、介護予防一般高齢者施策（一次予防事業^{※1}）および、介護予防特定高齢者施策（二次予防事業^{※2}）の参加率向上に取り組んだ。

一次予防事業は、介護予防の重要性を認識し、参加の動機付けとなるような周知啓発のさらなる充実が必要である。また、身近な地域での介護予防活動の普及のため、区民等との協働による介護予防に資する地域活動を支援する必要がある。

二次予防事業については、従来から全国的に参加率が低く、練馬区でも同様の傾向を示している。第4期での取り組みにより一定程度の改善が見られたものの、国における事業仕分けにおいても指摘があったとおり、今後も費用対効果の視点から一層の努力が求められる。

介護予防は、高齢者の生活支援の一部であるとの認識に立ち、高齢者の日常生活の質の向上に寄与するものとなるようにする必要がある。このため、実際に事業を利用する高齢者や現場においてサービスを提供する介護サービス事業者等の意見を聴き、効果的な事業実施を目指すことが望まれる。

【施策別の提言】※施策1～5は、区が提示した施策の方向性に対応している

1 二次予防事業対象者把握事業の見直し

(1) これまで実施してきた生活機能評価健診による把握方法は、介護予防事業全体の経費の中で多くの割合を占めてきた。費用に対して非効率であり、見直すべきである。

(2) サービスを必要とする方には、閉じこもり等の理由により、アンケート等の方法では回答していただけない方も多く潜在している。

対象者を的確に発見するには、こちらから訪問する等の方策の検討や、行政機関のみならず医療機関、社会福祉協議会、老人クラブ等の組織、また高

齢者センター、敬老館等で開催される事業等とも連携し、様々な団体や事業を通じて発見につなげていく仕組みの構築を検討すべきである。

(3) 二次予防対象者に相当する身体状況の方は、実際に訪問して初めて、複合的な問題の存在が把握できる場合も多い。事業参加の可否判断に当たっては、安全性に配慮した基準とする必要がある。

(4) 対象者把握のための基本チェックリストの内容について、より質の高いものとなるよう、研究機関等が考案したスクリーニング手法を取り入れる等、様々な手法を検討すべきである。

2 介護予防ケアプラン作成の見直し

(1) 介護予防ケアプラン作成の基準を見直すことで、対象者にとってより事業参加しやすくなることは望ましいと考える。併せて、窓口機能を司る高齢者相談センターが適切な対応を行えるよう、体制の整備も検討すべきである。

3 介護予防事業参加率向上を目指した現行事業の見直し

(1) 介護予防事業の参加率は、全高齢者人口の5%程度が標準と言われている。練馬区の高齢者人口から考えると、さらなる増加が望まれる。現状の教室事業に留まらず、民間事業者のノウハウを活用する等の工夫により、より身近な場所で参加できるような形での事業展開が必要である。

(2) 介護予防に資する取り組みは、公的なサービス以外に、老人クラブや、身近な家族・知人・友人によるサークル等の地域団体においても、日常的な活動の中で既に取り組みされている。インフォーマルなサービスも視野に入れた普及を目指すべきである。

(3) 各事業について、参加者数等の目標値と、これに対する達成度等の状況を分析し、予算を流動的に配置する等、参加者とコストのバランスが適切なものとなるよう工夫が必要である。

4 一次予防事業の推進

- (1) 介護予防は高齢者全てにメリットがあること等の情報を積極的に周知すべきである。
- (2) 高齢者は年代や心身の状況等が幅広く、個人差も大きい。その嗜好も多様があるので、多く的高齢者にとって魅力的な事業となるよう工夫する必要がある。
- (3) 一次予防は、広い意味での介護予防に資する事業も包含して考えるべきである。例えば、元気高齢者を活用したボランティア活動を推進し、主体的に活動する高齢者自身の健康増進につなげると同時に、そこから派生した地域住民同士のネットワークをきっかけに、新たに介護予防に取り組む高齢者を増やしていくといった事業についても検討すべきである。
- (4) ひとりぐらしの方の増加に伴い、孤独感からうつ等につながる懸念のある方が増加する。これらの予防につながる事業についても検討すべきである。
- (5) 認知症の症状がある高齢者のケアは非常に難しい。認知症予防につながる事業についても、しっかりと検討すべきである。

5 二次予防事業対象者の呼称の検討

二次予防事業対象者という名称は、固いイメージを与える懸念がある。区独自の親しみやすい呼称を検討すべきである。

用語解説

※1 「一次予防事業」

65歳以上の全高齢者を対象とする介護予防事業。

※2 「二次予防事業」

要介護認定を受けていない65歳以上の区民を対象に行う、「基本チェックリスト」によって選定された、要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者を対象とする心身状況の改善および生活機能全体の維持・向上を通じ居宅で活動的な生活ができるよう支援する事業。